

平成 29 年度事業報告

平成 29 年 4 月より、社会福祉法人制度改革が本格施行となり、6 月末までに定款変更・定時評議員会の開催、財務諸表の公表を終え、事業運営を進めてまいりました。制度改革による財務諸表の公表、福祉充実計画の算出に必要な、税理士法人稲田会計との契約を行いました。

宍粟市においても、介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。協同福祉会におきましては、総合事業での受託を受け、高齢者がいくつになっても生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる取組として、ミニデイサービスを展開しました。

改正社会福祉法による「地域における公益的な取組」を実施し、相談窓口とおかず宅配を継続して、「地域共生社会」の実現にむけての、当法人としての地域での一端を担うべく努力しました。

福祉充実計画に基づく施設大規模修繕を行い、個々の状態に応じた入浴方法の対応を実現し、スタッフの介護軽減にもつながりました。工事段階におきまして、防火設備上排煙窓の設置、建物構造上の不備による補修、ご利用者の安全確保と介護業務に専念するための法人玄関の整備等追加工事を行いました。

また、介護業界における人材不足が言われているところではありますが、10 月からの最低労働賃金改定に伴い、非常勤（パート・アルバイト）の時給の見直しを行いました。職員に関しても、雇用の安定を目指し、開設以来の給与規程・別表を改定、平成 30 年 4 月より施行します。

・みどり苑におきましては、柔軟な介護の提供を実現させるべく、開設当初よりの一日のタイムテーブルを、日々の状況に応じた対応ができる様、取り組みましたが、個々に応じたプログラム対応までには至りませんでした。

前年度からの利用状況は、3 月末延べ利用者数 4,194 名（前年〃 4,422 名）

・みどり苑におきましては、地域に密着しつつ、機能維持回復のため、近くの A コーポに買い物に出かける等、日常生活に寄り添える、機能訓練を実施しました。

前年度からの利用状況は、3 月末延べ利用者数 1,443 名（前年〃 1,599 名）

・ミニデイサービスにおきましては、火曜日・木曜日開催にて、現在 19 名の方のご利用があり、音楽コンテンツを使用した体操を主に取組、3 ヶ月毎の体力測定の結果、向上の見られる方もあります。専門職（理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・薬剤師・看護師・精神保健福祉士）による相談も実施いたしました。また、状態の変化により、デイサービス利用へ移行される方が 2 名おられました。

・法人全体の収益としては、前年 3 月末対比 82.04%、活動費は大規模修繕関係もあり 101.23%と、増益することができませんでした。（参考 福祉事業のみでの対比収益 90.21%）